

令和4年5月14日

会員各位

一般社団法人 名古屋ローンテニス倶楽部
会長 内藤 由治

消費税に関する取扱いについて

標記の件、令和4年5月8日開催の理事会において、下記の通り消費税に関する取扱いを決定し実施いたしますので、お知らせします。

記

本年1月から当倶楽部の顧問税理士を公認会計士に変更したことを契機に、一般社団法人としての課税処理の適性化を図るための指導を受け、事業区分別の会計処理とともに、法人税法上の収益・非収益事業の区分、並びに消費税法上の課税区分の見直しを行うことにより、法人税及び消費税の軽減化に取組み、税務当局に課税処理の変更確認を行いました。

その結果、法人税は令和3年度決算申告から、また、消費税は令和4年度から、それぞれ税負担の軽減を図ることができることとなりました。

これに伴い、令和4年4月以降、新たに入会される会員の皆さまには、入会金及び年会費は消費税が不課税扱いであることをご通知申し上げますとともに、現会員の皆さまには、年会費は消費税が不課税扱いであること、並びに下記の事由により年会費は現行通りとさせていただきます旨をご通知申し上げますので、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

<消費税及び法人税に関するこれまでの経緯と取扱い及び対応について>

我が国の消費税は、平成元年（1989年）に導入され、当初3%の課税となり、その後、平成9年（1997年）に5%に、平成26年（2014年）に8%、そして令和元年（2019年）に10%となり、現在に至っております。

当倶楽部では、消費税が導入された平成元年以降、令和元年の10%へ改定されるまでの期間は、財政状況に余裕があったため、入会金及び年会費について、内税方式により消費税分を転嫁しない水準に据え置いてまいりましたが、当倶楽部の財政状況がひっ迫してきた令和元年以降におきましては、会員減少に伴う収入の減少や消費税が8%から10%にアップすることで各種費用負担が大きくなったことなどから、入会金及び年会費とも、10%の消費税に相当する分の負担をお願いいたしました。

この度、消費税法上の課税区分の見直しを行った結果、従来全ての収入取引を消費税法上の課税取引として申告・納付を行ってまいりましたが、取引の実態上、入会金及び年会費は消費税が不課税扱いであることが確認できたことに伴い、当倶楽部の税負担の軽減を図る

ことができることとなりました。ただ、入会金及び年会費の消費税が不課税扱いとなることについての対応につきましては、各種費用の消費税負担に加え、昨今の諸物価高騰の背景、現在の収支状況等を踏まえて、従来の消費税相当額を含む総額を変更しない水準を継続させて頂きたく、ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

なお、プレーフィーやロッカー代等の役務提供との関係が明確である料金や一般利用者のビジターフィーなどは、従来通り、消費税は課税のままで料金は据え置きます。

また、法人税においても、従来全ての収入取引を法人税法上の収益事業として申告・納付を行ってきましたが、スポーツ指導事業（当倶楽部ではレッスン事業）等は取引内容に応じて、非収益事業としての取扱いが適用可能であることが確認できたことにより、当倶楽部の税負担の軽減を図ることができました。

上記の消費税及び法人税の負担軽減分につきましては、倶楽部事業が大変厳しい収支状況の中で運営していることをご理解いただき、今後、できる限り年会費を据え置くための、内部留保とさせて頂きたいと存じます。

今後とも、当倶楽部の運営にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上